

小規模宅地等についての課税価格の計算明細

被相続人

第11・11の2表の付表2（平成二十年分以降用）

1 小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等	宅地等の番号	所在地番	① 面積	② 宅地等の価額	③ 特例の適用を受ける取得者の氏名	④ ①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積	⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額	⑥ 宅地等について課税価格に算入する価額(②-⑤)
			m ²	円		m ²	円	円

(注) 1 「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、下記3によります。
2 ⑥欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に移記します。

2 限度面積要件の判定

上記「1 小規模宅地等の明細」の「④ ①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔下記3の⑬、⑭の面積の合計〕」、「〔下記3の⑯の面積の合計〕」、「〔下記3の⑰、⑱の面積の合計〕」及び「〔合計〕」の各欄を記入することにより判定します。

〔 下記3の⑬、⑭の面積の合計 〕 〔 下記3の⑯の面積の合計 〕 〔 下記3の⑰、⑱の面積の合計 〕 〔 合計 〕

$$\boxed{} \text{ m}^2 + \boxed{} \text{ m}^2 \times \frac{5}{3} + \boxed{} \text{ m}^2 \times 2 = \boxed{} \text{ m}^2 \leq 400\text{m}^2$$

3 「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

上記「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等（上記2の限度面積要件を満たすものに限り。）についての「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。

↓（上記「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。）

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	⑦ 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑧ その宅地等における相続開始の直前の事業	⑨ 小規模宅地等の面積	⑩ 小規模宅地等の価額 〔② × $\frac{⑨}{①}$ 〕	⑪ 割合	⑫ 小規模宅地等について減額される金額(⑩ × ⑪)
					m ²	円		円
被事 相業 続用 人宅 等 地 の 等	⑬ 特定事業用宅地等						80	
	⑭ 特定同族会社事業用宅地等						100	
	⑮ 上記以外						50	
被居 相住 続用 人宅 等 地 の 等	⑯ 特定居住用宅地等						80	
							100	
	⑰ 上記以外						50	
							100	

(注) 1 1棟の建物の敷地の一部が「特定居住用宅地等」の要件に該当する場合には、その建物の敷地のうち「特定事業用宅地等」又は「特定同族会社事業用宅地等」に該当する部分以外の部分を「特定居住用宅地等」欄に記入します。
2 ⑧欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、書籍・雑誌小売、鮮魚小売、貸家のように具体的に記入します。

※の項目は記入する必要がありません。

※ 税務署
整理欄
年 分

名 簿
番 号